

婦人労働資料 第 65 号

労働組合のなかの婦人

—— 1 9 5 7 年 ——

労働省婦人少年局

労働組合のなかの婦人

— 1 9 5 7 年 —

労働組合のなかの婦人

目 次

第 1 部 グラフでみた労働組合のなかの婦人

第 1 図	組織のなかの婦人の数	— 1 — (男 女 別 分 布)	8
第 2 図	〃	— 2 — (産業別男女別, 分布)	4
第 3 図	〃	— 3 — (産業別男女の構成)	5
第 4 図	〃	— 4 — (製 造 業 に お け る 男 女 別 分 布)	6
(付表)	〃	— 5 — (府 県 別 分 布)	7
第 5 図	女子雇用者数および組合員数の推移 (年次別)		8
第 6 図	推定組織率の推移 (年次別, 男女別)		9
第 7 図	推定組織率の比較 (産業別, 男女別)		10
第 8 図	女子雇用者数と女子推定組織率の比較 (産業別)		11
第 9 図	中小企業における労組の組織状況		12
第 10 図	全国主要労働組合における女子の数		16

第 2 部 組織のなかの婦人の活動

(単組における婦人部の活動を中心として)

I	婦 人 対 策 機 構	21
II	教 育 活 動	20
III	福 祉 活 動	37
IV	その他のサービス活動	49

付 表

付表 1	産業別単位労働組合数及び男女別組合員数	58
付表 2	年次別, 男女別労働組合推定組織率	61
付表 3	産業別, 男女別労働組合推定組織率	62
付表 4	中小企業における労働組合の組織状況及び女子労働者数	63

附 録

1	全国主要労働組合系統表	64
2	全国主要労働組合婦人部, 青年婦人対策部名簿一覧	66

は し が き

1957年におけるわが国の経済は、5月以降実施された金融引締政策によつて8年ぶりで縮少の傾向に入りました。婦人労働者が圧倒的多数をしめている繊維をはじめ、パルプ、紙、化学、等各産業にわたつて行政指導による操短、あるいは自主的な操短がつづけられています。

このような情勢の中で労働組合のなかの婦人はどのような動きをしめし、どのような活動をしたでしょう。婦人少年局では、例年、労働組合のなかの婦人の参考に資するため、この資料を刊行していますが、今年度は、労働省労働組合基本調査（1957年6月末現在）にもとづく統計資料のほかに、単組における婦人部の活動状況の特輯しました。それは、すぐれたものをえらんだわけではなく、ありのままの事例をあつめて、ひろく一般の参考に供しようとするものです。不備の点も多々ありますが婦人組合員のみなさん、ならびに、婦人の労働教育に関心の深い方々のために、幾分でもお役にたてば幸いです。

1958年 8月

労働省婦人少年局

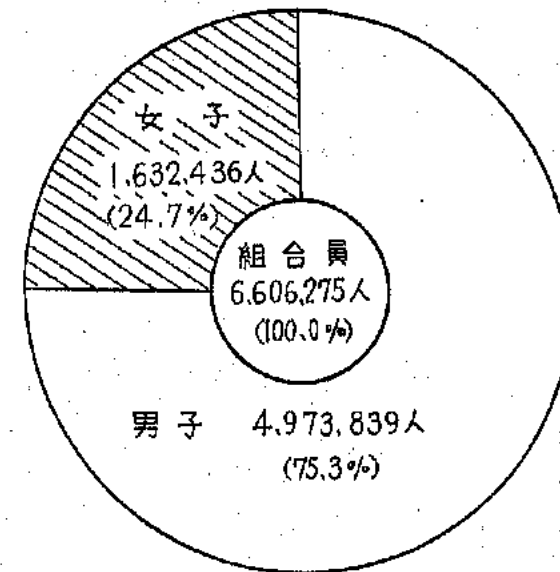
第 1 部

グラフでみた労働組合のなかの婦人

第1図 組織のなかの婦人の数

— 1 —

(男 女 別 分 布)



1957年6月現在、全産業の婦人組合員数は163万人で、組合員総数660万人の24.7%にあたります。即ち、男女の構成は3 : 1の割合で、婦人は数のうえからみても、組織のなかで重要な分野をしめていることがわかります。

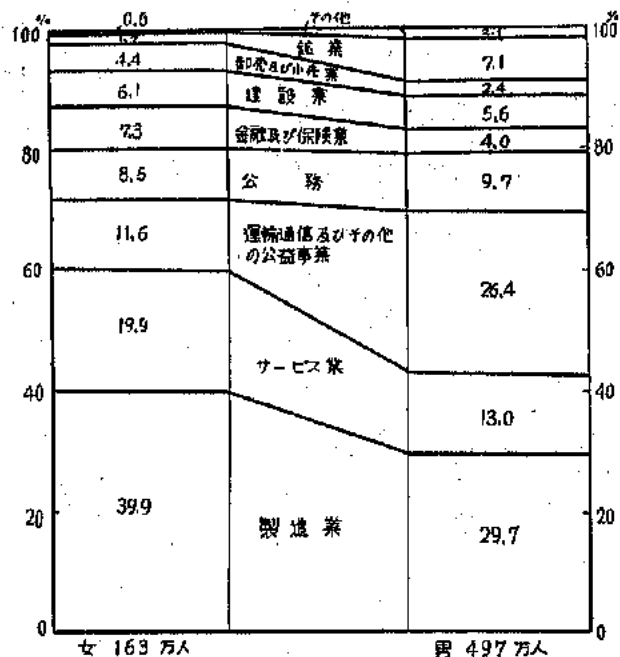
また、前年同月の婦人組合員数153万人にくらべると6.3%増で、その増加率は例年よりやや高くなっています。

付表1. 産業別単位労働組合数及び男女別組合員数参照

第2図 組織のなかの婦人の数(%)

- 2 -

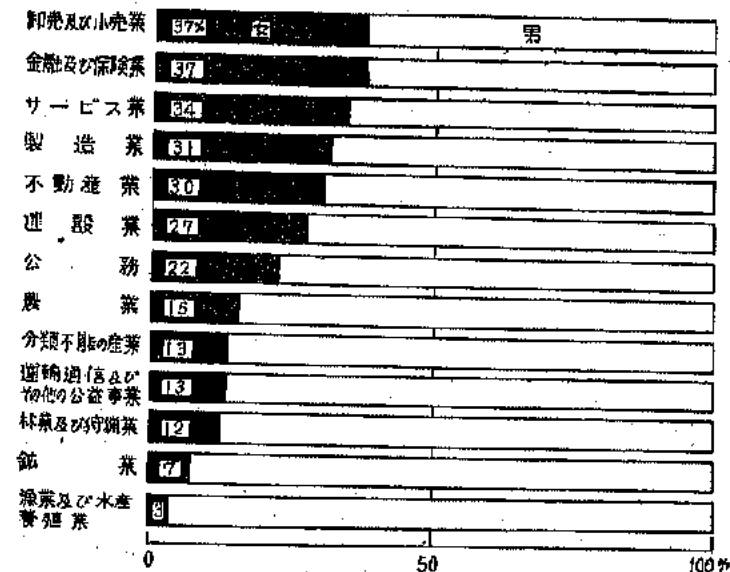
(産業別、男女別分布)



第3図 組織のなかの婦人の数(%)

- 3 -

(産業別・男女の構成)



男女別に組合員の分布状況をくらべてみますと、その割合にはそれぞれ
の特性がみられます。女子組合員についてみますと、最も多数をしめてい
るのは製造業の65万人(39.9%)で、サービス業の32万5千人(19.9%)が
これにつぎ、運輸通信及びその他の公益事業の18万9千人(11.6%)、公務
13万9千人(8.5%)、金融保険業11万8千人(7.3%)、建設業9万0千人(6.1%)
卸売小売業7万2千人(4.4%)、鉱業2万6千人(1.7%)となつています。なお、
製造業ではそのうちの50%が繊維業で32万人をかぞえ、サービス業ではそ
の74%、24万人が教育となつています。

付表1 産業別単位労働組合数及び男女別組合員数参照

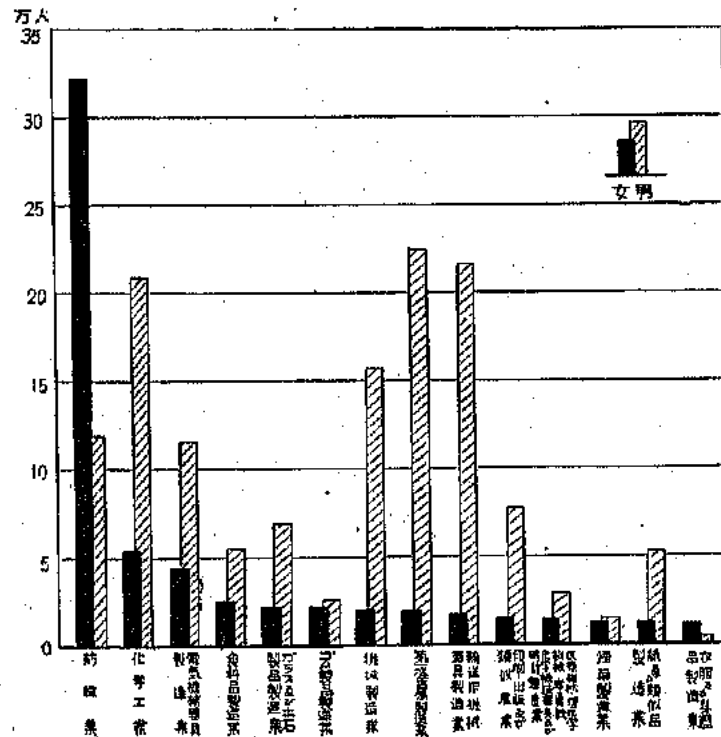
産業別に組合員中の女子の割合をみますと、卸売小売業、金融保険業、
サービス業は組合員総数の1/3以上が女子となつており、前年1/3以上だつ
た不動産業は1%減少し、製造業、建設業とともにそれらよりやや下廻つ
ています。

付表1 産業別単位労働組合数及び男女別組合員数参照

第4図 組織のなかの婦人の数

— 4 —

(製造業における男女別分布)



全産業中、組合員の分布が最も多い製造業についてその内訳をみますと、女子組合員数の圧倒的に多いのは繊維業で製造業中主位をしめています。また女子組合員の割合が70%以上をしめるのは、繊維業と衣服身廻品製造業です。煙草製造業、ゴム製品製造業は約半数が女子、これに対して女子組合員が10%に達しない産業は輸送用機械器具製造業と第一次金属製造業です。

付表1. 産業別単位労働組合数及び男女別組合員数参照

(付表) 組織のなかの婦人の数

— 5 —

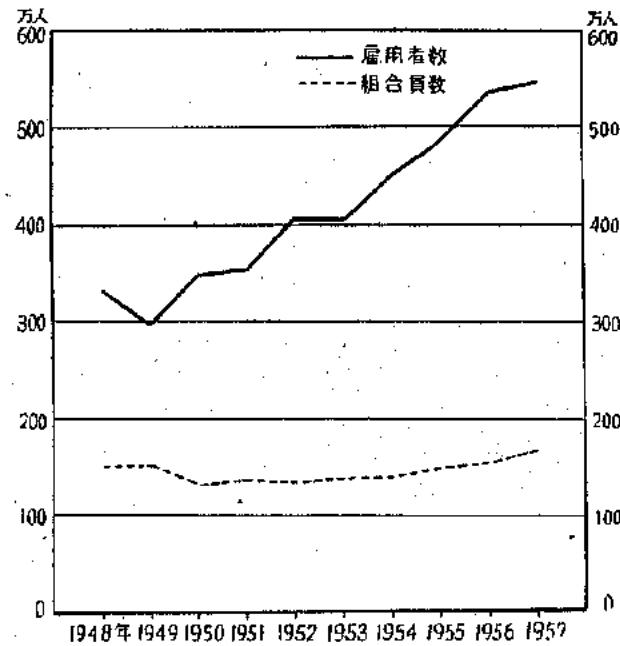
(府県別分布)

都道府県名	組 合 数	組 合 員 数		
		合 計	女	男
計	36,084	6,606千人	1,632千人	4,974千人
北海道	3,156	388	58	330
青森県	521	58	12	47
岩手県	463	77	16	61
宮城県	651	86	20	66
秋田県	618	78	15	64
山形県	578	69	18	51
福島県	664	118	28	90
茨城県	455	86	18	68
栃木県	578	71	17	53
群馬県	683	86	24	62
埼玉県	642	116	33	83
千葉県	514	87	21	66
東京都	4,021	859	210	649
神奈川県	1,282	341	62	279
新潟県	841	143	38	105
富山県	449	81	25	56
石川県	460	69	22	47
福井県	318	49	17	32
山梨県	356	37	12	25
長野県	1,398	132	36	96
岐阜県	476	107	39	68
静岡県	840	156	43	112
愛知県	1,282	342	115	227
三重県	542	111	39	71
滋賀県	285	58	21	37
京都府	801	155	49	106
大阪府	2,402	528	149	379
兵庫県	1,462	440	88	353
奈良県	275	39	11	28
和歌山県	378	62	18	45
徳島県	328	32	8	24
香川県	475	43	11	32
愛媛県	490	104	29	75
高知県	828	155	37	118
福岡県	666	132	25	107
佐賀県	358	45	14	31
熊本県	370	52	14	38
大分県	508	91	23	68
宮崎県	490	50	15	35
鹿児島県	1,268	416	80	336
沖縄県	341	59	13	47
計	469	117	20	97
北海道	574	87	22	65
青森県	444	61	16	45
岩手県	368	62	15	47
宮城県	792	81	19	61

注 各組合数及び各組合員数の府県別合計は全国の合計と一致しない。これは同一組織の下部組合の組合員数が他府県にあるその組合の上部組合と重複している場合があるので全国計においてはその重複分を除外して集計されたためである。
労働省・労働組合基本調査

第5図 女子雇用者数および組合数の推移

(年次別)

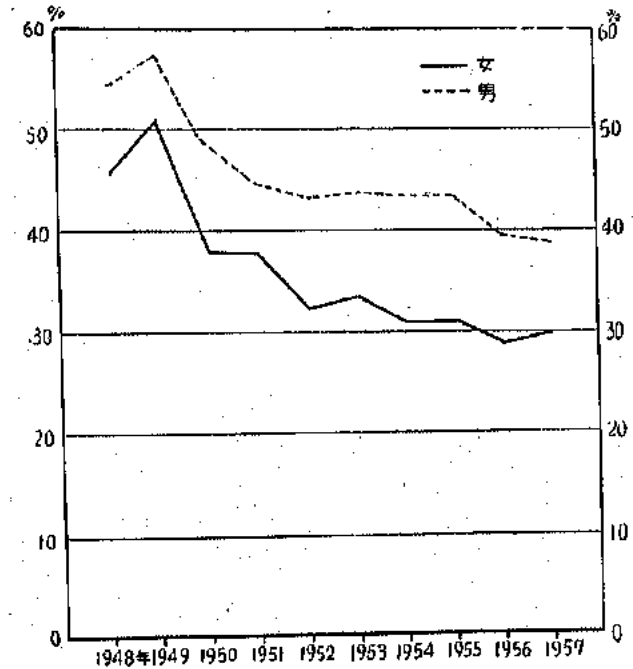


戦後10年の婦人労働者数の推移をみますと、雇用労働者数は1948年には880万でしたがその後逐年上昇の一途を辿り、57年には545万に増加しています。労働組合員数ではそれほどいちじるしい増加はみられず、1948年の151万から一旦130万台に低下し、56年以降再び上昇をはじめて57年には168万にのびています。

付表2 年次別・男女別労働組合推定組織率参照

第6図 推定組織率の推移

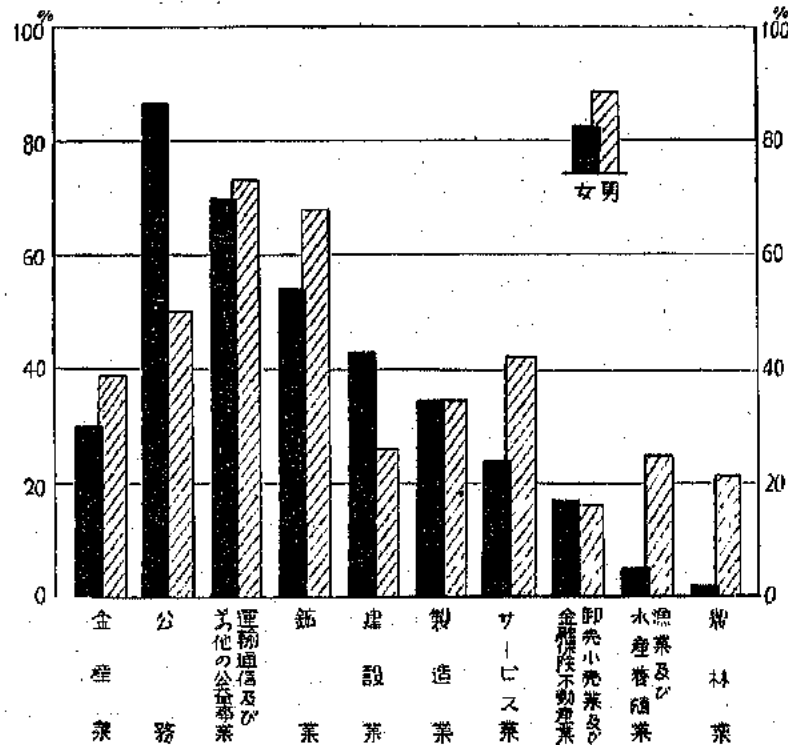
(年次別・男女別)



労働組合の組織率について、戦後10年の推移をみますと、1949年は推定組織率が飛躍的に上昇していますが、その後社会経済情勢の変動、組合組織の変更等が反映して徐々に低下しており、そのカーブは男女とも相似しています。しかし、女子の場合、組織率の低下は組織労働者の減少というよりも、むしろ女子雇用者の増大によるところが大きいようです。1957年は女子の雇用者数、組合員数ともに増加したため、組織率は前年より1.3%ふえ、30%となつています。

付表2 年次別・男女別労働組合推定組織率参照

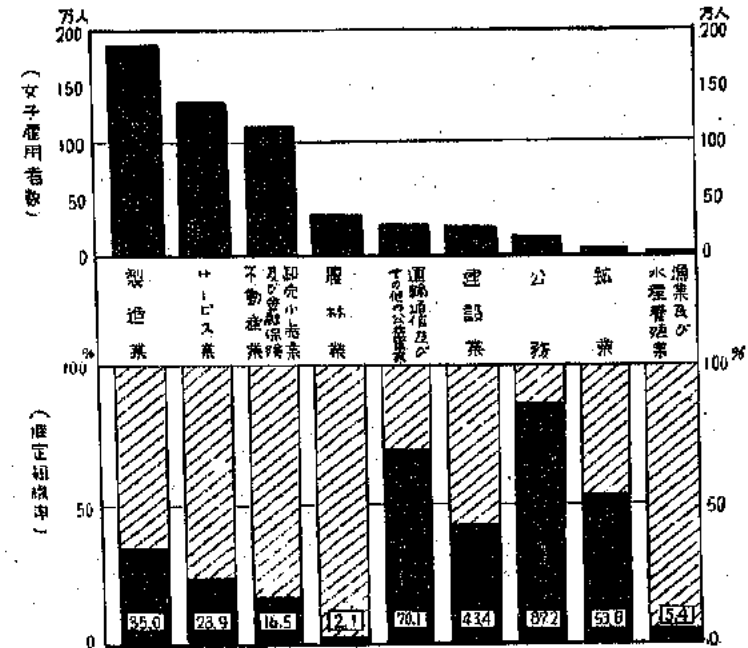
第7図 推定組織率の比較
(産業別・男女別)



女子は全産業中、公務の組織率が最もたかく（87%）男子（50%）をはるかに上まわっています。それは、前年にくらべて女子は雇用者数が減少し、組合員数がのびていますが、男子は雇用者数、組合員数ともにごきが見られないためです。ついで、女子の組織率は運輸通信、鉱業の順ですが、男子は運輸通信が最高（73%）で、鉱業、公務となっています。製造業（女85.0%：男34.9%）卸売小売業及び金融（女18.5%：男18.3%）は組織率においてほとんど男女の差はみられません。

付表3. 産業別男女別労働組合推定組織率参照

第8図 女子雇用者数と女子推定組織率の比較
(産業別)

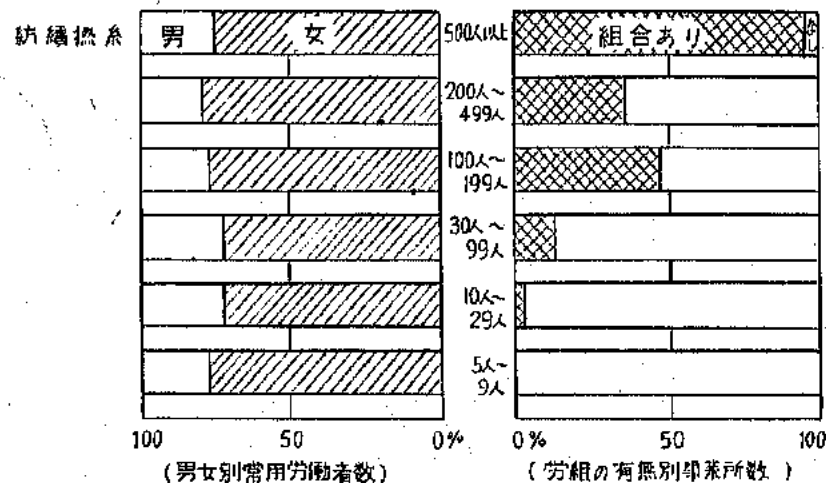


女子雇用者が最も多く分布しているのは製造業（186万）サービス業（136万）卸売小売業及び金融保険不動産業（116万）の8大産業ですが、これらの組織状況は必ずしも高くなく、女子雇用者数の少ない公務、運輸通信及びその他の公益事業、鉱業が50%以上の組織率をしめているのが対照的です。

付表3. 産業別男女別労働組合推定組織率参照

第8図 中小企業における労組の組織状況 (1)

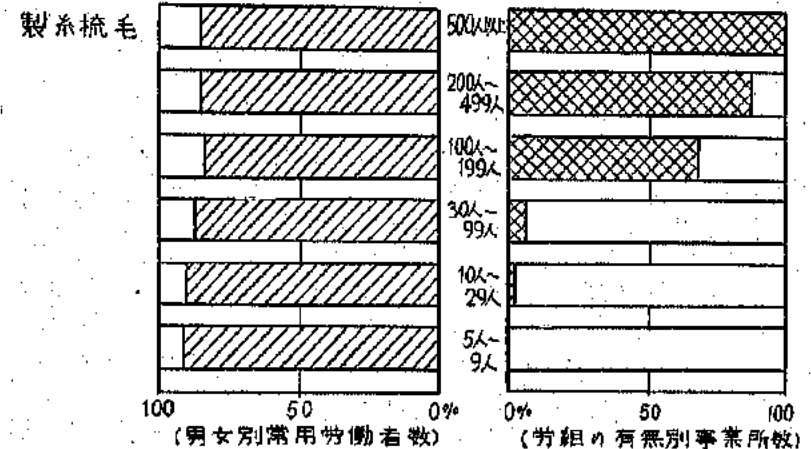
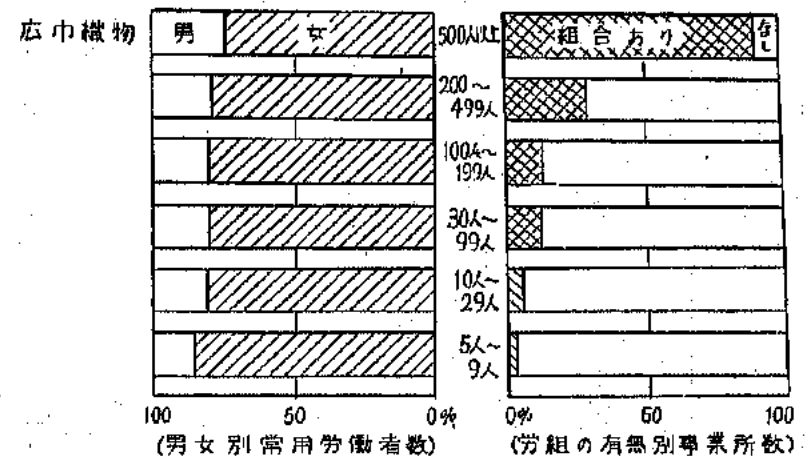
(女子労働者を主体とする産業)



中小企業のなかで、女子労働者が2/8以上をしめる紡績操糸、広巾織物、製糸梳毛の3製造業をとりあげてみましょう。これらの産業は、伝統的に女子が主体となつている産業で、1地域に密集して特殊な企業地を形づくり、全国的にひろく分布しています。女子労働者は生産工程の主要部分を担当していますが、企業に在来的要素が多く、他産業にくらべて組織のおくれていることが目立ちます。とりわけ、規模100人~200人未満の事業の組織率は、急減しており、30人未満ではほとんど組合組織はみられません。しかもこのような規模の事業所にも女子労働者が多く働いている実情がうかがわれます。

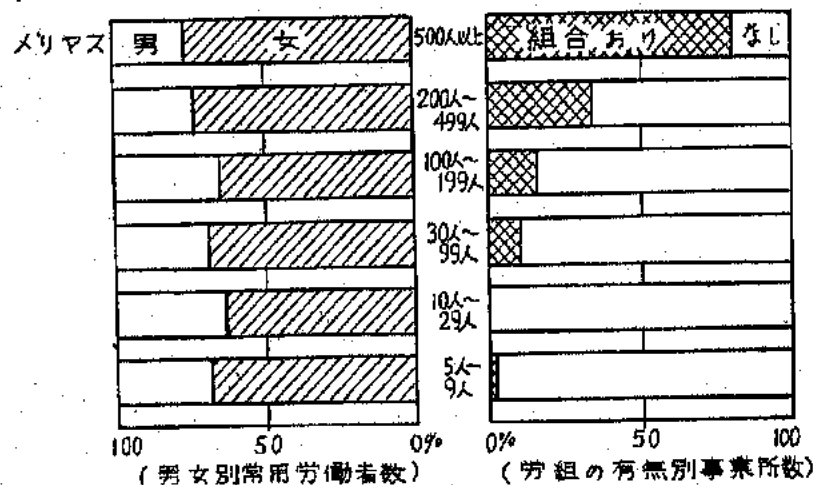
付表4. 中小企業における労働組合の組織状況及び女子労働者数参照

中小企業における労組の組織状況 (2)



中小企業における労組の組織状況 (3)

(男女労働者の比率が接近している産業)

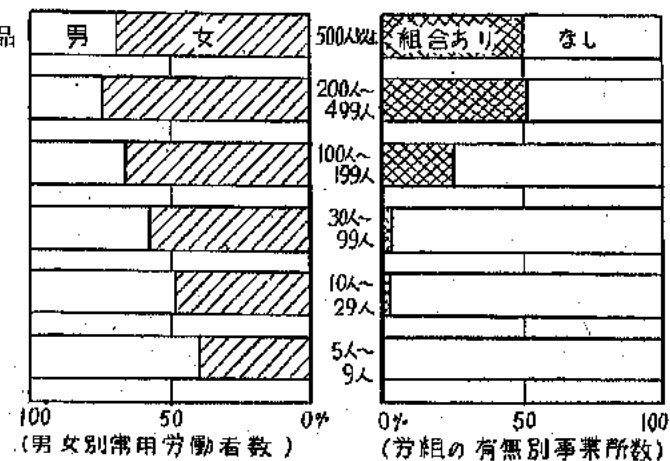


メリヤス・水産食料品・男子衣服外套の3製造業は女子労働者が1/2~2/3未満をしめており、男女労働者数は接近していますが、やはり女子の労働力がかんりの分野をしめています。これらの産業では、重筋労働または機械の運転、保全等技術的部門は男子が担当し、女子労働者はそれ以外の補助的作業にたずさわっています。近代的消費生活に伴って伸長した産業で、都市的性格をもっているに拘らず、労働組合は200人~500人の事業所でさえ、半数も組織されてない状況で、80人未満にはほとんど組織はみられません。

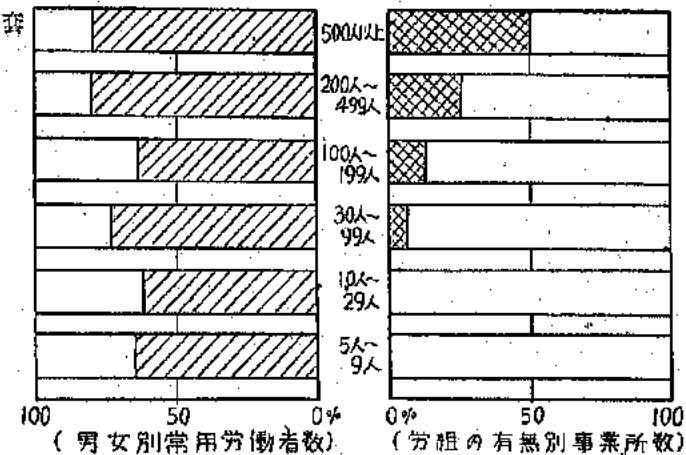
付表4. 中小企業における労働組合の組織状況及び女子労働者数参照

中小企業における労組の組織状況 (4)

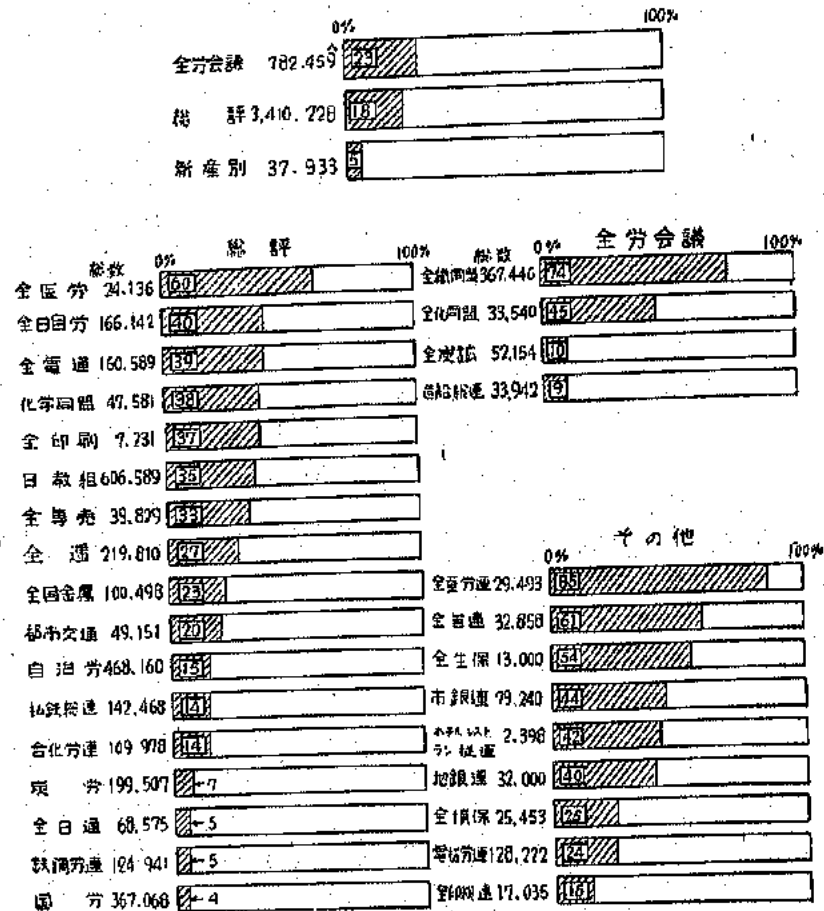
水産食料品



男子衣服外套



第10図 全国主要労働組合における女子の数(%)



注 組合員総数は労働省、労働組合基本調査による。

女子組合員の割合は婦人少年局調

第 2 部

組織のなかの婦人の活動

一単組における婦人部の活動を中心として一

さきのグラフでもみられるように、婦人雇用者数の増加に伴い、労働組合のなかの婦人の割合も年々のびてきており、最近、組織のなかの婦人の活動について、一般の関心がいちじるしくたかまっています。

もとより、組合活動に男女の別があるわけではなく、婦人も男子組合員と同じように自主的に労働条件の維持改善、その他、経済的地位の向上をはかるための一般活動に参加していることはいうまでもありません。しかし職場の現状をみますと、未だ最近の婦人の地位を認識しない古い考え方や封建的な慣習が残されており、また、婦人が子どもを生み育てる母性であつて、男子とちがつた保護が必要であることを理解しないために、さまざまな問題がおきています。これら婦人に特殊な問題は、使用者ばかりでなく、男子組合員のあいだにも、また、婦人自身のなかにもみいだされることで、特に組織のなかの婦人の多面的な活動がとりあげられるゆえんでありましょう。

労働組合では、このような婦人の特性にかんがみ、中央組織でも、支部、単組などでも婦人部等の婦人対策機構を設けて、婦人の声を組織に反映させ、あるいは、婦人に対する教育、援助、その他のサービスにつとめているところがすくなくありません。

そこで婦人少年局では、今般働く婦人の声をじかにきくことのできる単組婦人部の活動に重点をおいて、全国的にその事例をあつめてみました。地方婦人少年室をとおして回答をよせられた単組の数は 344 で、全産業を網羅しているわけではありませんが、地方の山間部や離地の中小企業に働く婦人の声も、なまのままだに記録されており、これらの具体的な活動事例のなかから、いわゆる婦人部（ここでは婦人部、婦人対策部、青婦対策部、または専門部等に包含されて特に婦人部を設けていない組織のなかの婦人もふくめていう）の活動の一端をうかがつて、婦人労働者ならびに一般の方々の参考に使いたいとおもいます。

事例の内訳

産業別	規模別	計	500人以上	100～499人	30～99人	無記入	女子が多く従事している職種
計		344	149	169	19	7	
鉱業		2	1	1			
製造業		192	84	98	10		
食料品製造業		16	2	12	2		包装工、ビスケット加工、箱詰工
煙草製造業		7	5	2			葉組工、才刻工、巻上工、装設工、予備加香工
紡織業		79	35	41	3		紡績工、織布工、検査工、再縮工、台持工、精紡工、織布仕上工、繰糸工、織機準備工
衣服及び身用品製造業		3		2	1		
木材及び木製品製造業		1		1			
紙及び類似品製造業		6	3	2	1		
印刷、出版及び類似産業		3	1	1		1	製本工
化学工業		21	6	15			包装工、製剤
石油及び石炭製品製造業		1		1			
ゴム製品製造業		10	6	4			タイヤ、チューブ仕上工、ゴムはきもの製造工
皮革及び皮革製品製造業		1				1	
ガラス及び土石製品製造業		3	1	2			選別工
第一次金属製造業		2	2				
金属製品製造業		10	3	6	1		プレス工、調板工、溶接工、検査工、選別工、窯食装荷作業員
機械製造業		7	6	1			機械工
電気機械器具製造業		14	8	4	2		巻線工、蛍光灯製造工、ブラウン管製造工、紙巻工、燃合工、電球工
輸送用機械器具製造業		5	5				
医療機械、理化学機械等		4	1	3			検査工、組立工
その他の製造業		1		1			
卸売及び小売業		13	4	8	1		販売員、出納係員、事務員、食堂従業員
金融保険不動産業		22	16	5	1		タイピスト、電話交換取扱者、事務員
運輸通信及びその他の公益事業		55	26	27	2		出札員、車掌、ガイド、電話交換取扱者、給仕、雑役、事務員
サービス業		24	2	15	4	3	教員、看護婦、保健婦、雑役婦、事務員
公務		34	16	15	1	2	一般職の国家及び地方公務員

注 1) 産業は事例送付のあつた産業のみ 2) 「女子が多く従事している職種」の欄に記入のあつた職種のみを参考までにかかげる。

1 婦人対策機構

婦人対策機構として、婦人部、青婦対策部など特に部門をもつているところは344単組中318でそのうち207単組は女子が部長として活躍しています。

婦人部はないと回答しているところでは、組合員の75%～85%が婦人であるから特に婦人部は設けない（紡織、金属製品）教宣部に婦人対策班をおいている（紡織）寄宿舎対策部、生活対策部、教育文化部などの専門部が婦人部を担当する（紡織）婦人評議会、婦人労働問題研究委員が婦人の問題を扱う（公務、紡織）年少労働者が大多数をしめているので、女子部、少年婦人部という（紡織、食料品）などでした。また、ある中小企業の組合では、ほとんど婦人ばかりの職場で、執行委員長はじめ役員も10名中8名まで婦人（卸売小売）執行委員全部女子（電気機器）で婦人部の必要がないという例もありました。また、婦人の問題は組合活動でなく、従業員の親睦組織のなかでのみ扱う（金融）交替制のため婦人の会合は困難（ガラス土石）自然解消（運輸）などもあります。

なお、婦人部の改廃が行われているものでは、数年前まであつたが廃止した（サービス）その理由として①男女平等であるから特別労組に婦人部を設けて保護する必要はない。②婦人に特殊な問題について、男子も解決に当れないことはない。③組合役員には優秀な人であれば婦人もなることができる、といっています。

一方、女性のつどいから婦人部にまで成長した（電気機器）目下婦人部設立準備委員会をもつて準備中（輸送用機械）現在、青婦人部であるが、婦人の特性にもとづいて婦人部が独立するよう上部機関の要請があるが、

婦人の活動が低調で困難（運輸通信）など単組における婦人組織の実情をさまざまなかたちで反映しています。

ここで、婦人対策機構を設けている318の単組について実情をみましょう。

婦人対策機構にも、婦人部、青婦人部、青年婦人対策部、青年婦人協議会、婦人懇談会、などの名称がありそれぞれの名称のちがうようにその性格にも特色があります。次に一部に添付された規約のなかから、機構名別にいくつかの事例をえらんで要点を抄記し、婦人部の目的、組織、事業内容をうかがってみましょう。

事例 A

婦 人 部 規 約

第〇条 この婦人部は〇〇〇従業員組合婦人部と称する。

第〇条 この婦人部は部員相互の親睦を図り知性を高め働く女性の経済的独立と社会的地位の向上に努め健全なる発展に寄与するを目的とする。

第〇条 この婦人部は〇〇〇従業員組合婦人全員をもつて組織する。

第〇条 この婦人部に次の役員をおく。

部 長 1名

副部長 2名

書 記 1名

選出は幹事会の決定による。

第〇条 部長はこの婦人部を代表し一切の業務を統轄する。

第〇条 役員及び幹事の任期は組合任期に準ずる。

第〇条 この婦人部の機関で決定されたことは組合執行部を通じて組合機関に諮るものとする。

第〇条 この規約の変更は婦人部総会の決議による。 (卸売小売)

事例 B

婦 人 部 規 約

総 則

第〇条 組合規約第31条第2項に基き、婦人部を置きこの規約を定める。

第〇条 婦人部は執行委員会統制のもとに、婦人の特殊性を発揮して組合目的を達成すると共に婦人組合員の人格の陶冶と地位の向上を図るのを目的とする。

第〇条 婦人部は〇〇労働組合に所属する婦人組合員で構成し、事務局を組合事務室に置く。

会 計

第〇条 部員は毎月30円の会費を納入しなければならない。

第〇条 部員の増減は大会の議決によるものとする。

第〇条 部のすべての收支及び経理状況については、少くとも年に1回以上部員に報告し、大会の承認を得なければならない。

共 済 規 定

第〇条 本規定は共済の適用範囲並に贈与額について定めるものとする。

1 部員が出産した場合 円

2 部員が負傷又は疾病のため8週間以上欠勤した場合 円

その後1ヶ月経つごとに 円

3 部員が死亡した場合 円

規定以外の金銭の支出は常任委員会で、その都度協議決定する。

(運輸通信)

事例 C

婦 人 部 規 定

第〇条 此の部は〇〇工場労働組合青年婦人対策部の下にあり、女子組合

員全員を以て構成する。

第〇条 此の部は組合の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 組織の発展と団結の強化に関する事。
- 2 婦人独自の労働条件の維持改善に関する事。
- 3 婦人の教育、文化、体育、技術に関する事。
- 4 その他目的達成に必要な事。

第〇条 役員の任期は組合役員に同じとする。但し再選は妨げず。

第〇条 此の部に次の機関をおく。

1 部会

1 委員会

第〇条 部会は婦人部の立案執行機関にして全部員を以つて構成する。

第〇条 此の部の経費は本組合青年婦人部よりうける。なお、部員1ヵ月50円の会費を徴収する。但し、必要に応じ、部会が認めたときは部員より徴収する。

第〇条 此の規定は部会における過半数の同意により改廃することを得る
(第一次金属)

事 例 D

婦 人 懇 談 会 規 約

第〇条 組合規約第〇〇条に従いこの規約は定める。

第〇条 この会は婦人組合員の教養、啓蒙の機関であり組合大会の決議に反しない範囲で自主的に活動する。

第〇条 この会は次の事項の実現をはかるのを目的とする。

- 1 正しい組合のあり方を学び健全な組合員となること。
- 2 健全な社会人となるための教養を高めること。
- 3 休位の向上をはかること。

- 4 他の婦人団体と提携し婦人解放につとめること。

第〇条 この会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 講習会、講演会、読書会、討論会の開催。
- 2 日常生活の改善、並びに研究。
- 3 寄宿舍生活の改善。
- 4 その他必要な事項。

第〇条 この会の経費は組合財政で賄う。但し執行委員長の承認を受けなければならない。
(紡織)

事 例 E

青 婦 人 部 規 約

総 則

第〇条 当青婦人部は〇〇従業員組合青婦人部と称する。

第〇条 当青婦人部は〇〇従業員組合の組合員（以下単に組合員という）のうち組合役員の改選期に於ける満26才未満の男子と女子全員を以て組織しその資格は下記の場合に失うものとする。

- 1 満26才未満の男子にして組合員としての資格を失つた時。
- 2 女子組合員にして組合員としての資格を失つた時。
- 3 男子組合員にして組合役員の改選期に於て 満26才となりたる時。

目的及び事業

第〇条 当青婦人部は〇〇従業員組合の内部組織として組合意識の昂揚と青婦人部に関するすべての問題を青婦人の団結によつて推進することを目的とする。

第〇条 当青婦人部は前条の目的を達成するために下記の事業をおこなう。

- 1 職場の民主化に関する事項。

- 2 組合の民主化に関する事項。
- 3 青婦人の文化、厚生に関する事項。
- 4 其の他青婦人に関する事項。

第〇条 当青婦人部はその事業達成のために下記の部をおく。
総務部、文化部、厚生部（金融）

事 例 F

専 門 部 細 則（婦人対策部）

第〇条 規約第〇〇条に定むる専門部細則は本細則に依る。

1 青年婦人対策部

青年婦人層の地位の向上に必要な対策の樹立。

- 1 青年婦人層の特殊教育の実施。
- 2 民主的的青年婦人団体との連絡提携。 (ゴム)

事 例 G

青年婦人協議会規約

総 則

第〇条 この協議会は〇〇県職員労働組合青年婦人協議会（略称、県職青婦協）と称し、事務局を〇〇県職員労働組合（以下組合という）書記局内におく。

第〇条 この協議会は〇〇県職員労働組合員のうち、30才未満の青年組合員及び婦人組合員をもつて組織する。

第〇条 この協議会は組合の各支部内に協議会の支部をおくことができる。

目 的

第〇条 この協議会は、青年婦人の特殊性を基盤とし、強固なる団結のもとに組合の綱領及び運動方針を積極的に推進するとともに青年婦

人の社会的、文化的、経済的地位の向上をはかるをもつて目的とする。

第〇条 この協議会は前条の目的遂行のために次の事業を行う。

- 1 青年婦人の組合活動に対する意識の向上と教育の徹底。
- 2 青年婦人の諸要求の達成。
- 3 その他必要なこと。（公務）

以上例示された規約をとおして共通にみられることは、婦人対策機構は労働組合の規約にもとづいて、婦人の特性のためにおかれていること、および、婦人部の自主的な活動は労働組合全体の組織の枠の中で行われなければならないと規定されていることです。例えば、この部で決定されたことは組合執行部を通じて組合機関に諮るものとする（A）婦人部は執行委員会統制のもとに（B）労働組合青年婦人対策部の下にあり（C）組合大会の決議に反しない範囲で自主的に活動する（D）組合の内部組織（E）となつています。

次に目的、会員、事業内容については、婦人部の場合と青年婦人部の場合では、ちがつています。婦人部等では、部員はもとより婦人従業員全体で構成されており、その主たる目的は部員相互の親睦と知性の向上（A）婦人の地位の向上（B）婦人組合員の教養、啓蒙（D）となつていますが、青年婦人部の場合は部員が満26才未満の男子と女子の全員（E）満30才未満の男子及び婦人組合員（G）となつており、目的は組合意識の昂揚と青年婦人の団結による青婦人に関する問題の推進（E）青年婦人層の地位の向上に必要な対策の確立（F）組合の綱領及び運動方針を積極的に推進する基盤（G）とうたわれています。なお、事例（C）の婦人部のように、二者を含めた目的を規定しているところもみられます。事業内容は、各規約の表現がまちまちですから、あらましをくらべてみますと、大体、教育、啓蒙が主体となつており、それに体位の向上、日常生活の改善、他団体と

の提携をとりあげているもの、共済規定を加えたものなどがあります。また、会費は、組合が負担するもの、組合費のほかに婦人部の費用を徴収しているものなどです。

婦人対策機構を設けている単組318のうち、約半数が婦人部等で、その他は青年婦人部ですが、婦人部の場合は、ほとんど、部長は婦人で、青年婦人部は、男子が部長、女子が副部長のところが多いようです。なかには、青年婦人部のなかの青年部長は男子、婦人部長は女子（金属）もあり、また、中小企業労組の青年婦人対策部で、部長が婦人の例もみられます。

（衣服身廻品、化学、機械、運輸通信、サービス、公務）

一方、組合員の約87%が女子であつても、男子の青年婦人部長がおかれていますところもあり、（紡織）。このような事例について、下記のような二つの声がでています。

組合員の比率をみると、女子が圧倒的に多いにも拘らず、青年婦人部として、29才以下の男子と女子全員によつて構成されている。通例、役員の選出は部長が男子、副部長は男女1名ずつとなつており、その他の役員に婦人は1名もいない。ほとんど婦人でしめられているこの部では婦人が部長として選出され、役員にももつと婦人が進出して職場の雰囲気をもりあげることが必要ではないか。（化学）

婦人の多い職場だけに、婦人の問題を発言する場として、支部執行委員会には必ず3～4名の婦人が議席をしめている。（卸売小売）

なほ、こんどの資料では婦人の役員が全くみられないのは約100単組で、そのほかは、部長はじめ、副部長、その他の役員に婦人が選出されており、末端の婦人の声をじかに組織に反映するための役割を果たしています。

次に、このような組織のなかにあつて、婦人がどんな問題を取りあげ、どのように活動しているかを婦人部の活動を中心としてうかがつてみましょう。

Ⅱ 教 育 活 動

啓蒙、文化活動をふくめて、単組における婦人部の教育活動は、最もさかんにとりあげられているもので、ほとんど、その活動の中心となつていようです。単組における教育、啓蒙活動の特性の一つは素朴な職場の話しあいや、小さなグループ活動から専門的な講座や労働組合の組織活動に至るまで、さまざまな段階にわかれており、開催の方法も、画一的でなく、組合や婦人部の実情に応じて、あるいはとりあげるテーマによつて、弾力性にとんだ婦人部独自の方法がとられていることです。

2の特性は、婦人部が行うものについては身近な職場や生活に、直結した小グループの活動が多く講座式のものは、中央組織、地域団体、あるいは、関係官庁の主催する行事に婦人組合員を参加させる事例が多いことです。

日 常 の 教 育 活 動

随時行われているものでは、職場こんだん会をひらいて職場施設改善を討議する（紡織）懇談会を主としている。工場内月三回、工場外月3～4回（食料品）掲示部は特設掲示板に掲示する。放送部は休憩時間に婦人問題について放送する。その他機関紙、幻灯、人形劇、時局講演、割烹などの8サークルにわかれて、教宣を担当する（紡織）誰でも楽しく集れる



ようにコーラス、フォークダンスを会合に併せる（煙草）などです。

月例で行われるものは、婦人部定例会（食料品）働きやすくするために、福祉の向上をはかるために、楽しいレクリエーションのために、の三目標をもつて開催する月1回の定例座談会（食料品）第2土曜日会（木材及び木製品）栄養クラブ金曜日会（電気機器）読書会（紡織）輪談会（卸売小売）図書回覧（公務）教養文庫回覧（サービス）1月1回の映画会、はなしあい会（紡織）などです。

年1回あるいは数回にわたって行われるものは、婦人問題研究会、話し方教室、綴方教室（紡織）労働講座、社会見学、野外集会（公務）賃金講座、法制研究会（サービス、機械）労働学校（紡織）講演会（化学）などで、どこの組合でも行われているようです。また、長期労働講座をもつて、哲学、経済、ものの見方、考え方、日本女性史を研究する。（紡織）講演会で合理的な消費生活、上手な話し方、現代社会と理想社会などについて外部の講師の話をきく（紡織）もあります。なお、4月の婦人週間は、ほとんどの単組婦人部に会合のためのよい機会を与えているようです。

また、婦人部の活動があまりさかんでないところで、生花、茶の湯、料理、パレー、演劇等のクラブ活動から、組織の活動をのぼそうとしている例はかなり多くみられます。

そのほか、通勤と寄宿の懇談会（紡織）社宅の主婦との座談会（医療機械、写真機）隣接町村青年団との座談会（紡織）など、他のグループとのはなしあいをして情報の交換をする。20才未満、独身者、既婚者のグループ別懇談をひらいて、条件の同じ者同志のはなしあいをする。（紡織）などもあります。

印刷出版物による教育活動もさかんに行われています。例えば婦人部ニュース、機関紙の発行、らくがき帳、声の新聞の編集、パンフレットの刊行などで婦人組合員のなまの声を収録し、組織に反映させると同時に、組

合や社会のうごきを婦人組合員につたえて組合広報を行っています。

次に、他機関や、組合の会合に参加する例では婦人部主催ではできないが他のよびかけにはつとめて出席する（サービス）他機関の行う行事や会合にでる場合は執行部から会社に申出て公用外出の扱いとする（写真機光学）などの便宜をはかっています。地域主催の会合では、青婦合同会議（ゴム）地区協議会合同講座（食料品）地区青婦人代表者会議（紡織）本部主催巡回講演会、組合本部労働講座（紡織）などがひらかれており、関係機関の主催するものは、労組婦人懇談会（婦人少年室）地区、婦人連絡協議会（労政事務所）婦人労働大学修了生連絡会（労政事務所）などがあり、婦人部では組合員をできるだけ多く出席させるといつています。

労働教育講座

344の単組のおよそ1/8が参加しています。そこで、婦人のための講座、あるいは、婦人が参加している講座について主催別にいくつかの事例をあげてみましょう。

〔労働組合が主催するもの〕

執行部または婦人部主催

年4回程度講演会をもつことになつており、1957年は4月に労働情勢、6月医師による生体問題、12月は育児につき実施予定。（煙草）

一般組合員、特に新入者に対する組合教育月間を設け、労働組合とは、婦人の特性、母性保護についてオルグ講座、研究集会、幻灯会を開催する。（紡織）

◀労働学校▶

2泊3日

（16時間）

内 容

〇〇従業員組合の歴史について 賃金について 労働争議の常識について コーラス、映画等（金融）

地域、及び上部労組主催

◀労働問題研究懇談会▶

午後5時～7時

（2時間）

内 容

各支部で生じているいろいろの労働問題を提供して懇談する。

1) 組合運動に不熱心な人の導き方。

2) あつまりのわるいときはどうすればよいか。

3) 賃金要求する場合、資料はどのように集めてゆくか。

（〇〇地区合同労組）

◀地区婦人労働者夏季講座▶

月、水、金、各午後6時半～8時半

（6時間）

内 容

婦人労働の問題点 婦人労働の歴史 労働と賃金

（〇〇地区婦人労働者協議会）

◀第〇回組合学校▶

1泊2日

内 容

第1日

午後5時開校

懇親の夕

映画鑑賞

第2日

コーラス、フォークダンス、

講演

「世界の動き」

小座談会

（分科会）

明るい職場をつくるには、職場における組合活動について、無関心層をどうするか、休暇のとり方について、サークル活動について、働く女性の立場について、女性の責任感及び社会的地位について、家庭と職場について、共稼ぎについて、男女差について、〇〇労組連合会に何をのぞむか、

大座談会

「〇〇労組組合学校について」

午後4時開校

（〇〇労組連合会）

〔官庁が主催するもの〕

それには男女を対象としたものと、女子だけを対象としたものがありますが、1957年度に女子だけを対象としておこなわれた講座等は全国で約50を数えています。労組では、教宣部、青婦部が費用を負担して希望者の出席しやすいようにつとめています。また、労政課主催による通信講座を実施しているところもあります。

◀女子を対象とした講座等▶

婦人労働大学講座

女子組合員94名参加

（3泊4日）

第1日

開講式

講演「労働組合」

懇談、オリエンテーション

第2日

講演「婦人労働研究」

（演習）職場のコミュニケーション

——教宣活動の考え方——

第3日

(演習) 教養と文化活動

レクリエーション指導のやり方

第4日

(共同研究) 最近の職場問題

——差別的取扱、生理休暇、雑用負荷——

閉講式

レクリエーション

備考1) 1科目につき原則として講義時間2時間、質問時間1時間とする。



婦人労働問題座談会

2日間

各午後1時～4時

内容

雇用関係について、職制について、男女間(同僚間)の問題について、賃金について、労働時間、休憩時間について、家族計画について、福祉、厚生施設について その他。

◀男女を対象とした講座等▶

地区夜間労働大学(7日間)

午後5時半～8時半

(21時間)

女子組合員14名、男子組合員94名

内 容

経済の知識 (6時間)

日本経済と労働者階級 (6時間)

戦后における労働立法の展開過程と現在の労働法上の諸問題(6々)

最近の中国事情について (1.5々)

ヨーロッパ労組の福祉活動 (1.5々)

勤労夏期大学

月、水、金午後8時～9時15日間

(43時間)

女子組合員14名、男子組合員133名

内 容

時事問題 (2時間) 労働問題 (6々) 経済論 (6々)

労働法 (6々) 労働文化論 (6々) 社会保障論 (6々)

憲法 (3々) 労働医学 (6々) 婦人労働 (2々)

◀通信講座▶ (労政課主催)

1957年度受講者数1085名

受講資格 道内在住者に限る。その他の制限はない。

受講料 〇〇〇円

科 目

資本主義 日本経済 国民生活と財政 労働組合 賃金と雇傭 労使

関係 中小企業と労働問題 労働基準法 労働協約と就業規則。

修了資格、レポート(3回提出)の成績が水準に達している者。

修了者、129名

スクーリング、道内10カ所において実施。成績優秀者には特典がある。

なお、東京労働大学通信講座を婦人部長が受講した（紡織）労働講座等には、男子ばかり出席して女子は出られない（紡織）などの声もあります。おわりに、婦人部の教育活動について述べられている全般的意見をいくつかひろつて参考に供しましょう。

婦人は執行部まかせて自ら活動しようとしな。外部の会合にでて視野をひろめる必要がある（第一次金属）

婦人部では、結婚のためのお茶、お花、和洋裁などには参加者が多いが専門的知識をたかめるための教育文化活動は低調である。（金属）

婦人は勤務年数が短く、組織活動についての自覚もひくいので、会合をもつてはなし合うことはむずかしい。（金属）

婦人をいかにして組織活動に参加させるかが婦人部の問題となつている。とりわけ、既婚者は家事労働の負担もあるので、組合活動に参加しにくい、対策を検討中（運輸通信）

現在婦人部の活動の問題点としては、まだ、男女差を当然と考えて教育活動に参加しない婦人が多いこと。組合活動についての関心が低く、批判力と発言力に乏しいこと、婦人の役員選出がむずかしいこと、今後の活動には相当の努力と忍耐を必要とすることがあげられる。各労組婦人部の連けいをはかり、婦人の地位の向上を実現したい（食料品）

婦人部はどのような問題をもっており、どんな活動をしたらよいか、具体的に示した資料をできるだけ多く知らせてほしい。（化学）

Ⅱ 福祉活動

教育活動について婦人部では、職場施設や福祉施設改善のための福祉活動が行われています。また、働く婦人の母性をまもるために、とりわけ、子供をもつて働く母親のために、授乳、託児施設の設置を要望しているもの、家庭の責任をもつて働く婦人、住込、寄宿舎の婦人労働者のために、日常生活に必要な施設、制度の促進をはかろうとするうごきもみられます。次に、これら職場施設、母性保護施設、経済と生活施設等、最近、単組の婦人部がとりあげている福祉活動の実情についてうかがってみましょう。

職 場 施 設

作業条件、作業環境をととのえ、働きやすい職場をつくることは、労働者の疲労を軽減し、休憩、休養、更衣、手洗、入浴等を整備することは、労働力の再生産をうながすなど、職場施設の改善は労働保護と生産能率の増進に密接な関係をもっているといわれています。特に、婦人は、将来母となる役割を担っており、生理的にも男子と異なっているので、現在の労働が、将来の母性活動に影響を及ぼすことのないよう職場施設について特別の配慮を必要としています。しかし、婦人部からよせられた事例では、一般の関心はきわめて低く、婦人のための施設の記入は、あまりみられませんでした。ただ、作業現場に働く婦人の間には、立ち作業、冷えこみ、体の振動などについて切実な声が出されており、職場の床や椅子などから職場施設を改善しようとする中小企業に働く婦人の努力もみられます。

事 例

現場で働く婦人の職場は、コンクリートの所が多いが、冷えこみに

対して十分な施設はなされていない。(機械)

冬期の暖房設備は約130坪の作業場に火鉢1個ではさむくて仕方がない。

(紡織)

婦人に対して特別の施設はない。特に、車掌勤務者は立ち続けの勤務で疲労がはげしい(運輸通信) 女子が全員の1割位であるため、女子のための施設の配慮がない。(公務)

そしてせめて休憩時間にゆつくり足をのばして休める休憩室がほしいという声は、どの産業にも多くみられます。

つぎに、婦人のための職場施設を設けてある事例、または、婦人のために、職場施設が工夫改善された事例をあげてみましょう。

◀ 椅子 ▶

婦人部の要望により、作業場の椅子を回転椅子にした一プレス工一

(金属)

従来、木製の簡単な椅子だったが、現場に働く婦人の声によつて81年から回転椅子に替えられ、冬期には1人1個足温器が備付けられた。(電気機器)

売場に客まち用の椅子を備えている。

(卸売小売)

座作業のところを椅子にするように長い間運動してきたがやつと解決へ向つていつた。

(食料品)

女子の職場は主として電線の紙巻機、より合せ機械の運転であるが、冬は冷えるという婦人の声がとりあげられて、職場は板じきとし、それぞれ椅子にかけられるようになった。(第一次金属)



立作業で非常に疲れるので会社側と交渉の結果、各人に高さ33種、巾26種の小箱が腰かけとして支給された。チリ紙、本など私物入れとしても利用でき便利だ。(紡織)

2、3年前より、婦人の労働に適した椅子(ネコス)を取入れ、工場全員にわたつた。それは、婦人組合員の希望が入れられたもので疲労も軽減され評判がよい。(上下左右の廻転調節自由)。(紡織)

かねて、婦人部では、職場施設の改善について、要望していたが、最近新工場ができ、以前にくらべるとすべての点がよく、特に履物関係の作業は回転椅子がもちいられ、又作業場は非常にあかるくなり、清潔な感じがする。便所もタイル張りで立派なものできた。(ゴム)

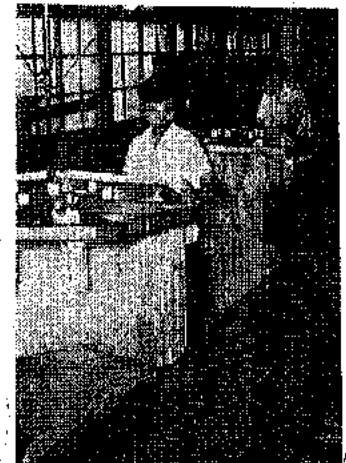
女子の大部分が交換職であつて、椅子、その他の設備は作業に影響が大きいので、婦人部の配慮で椅子にはエバーソフトの座布団がおかれ、各自に被服箱が備えられた。(運輸通信)

◀ 暖房 ▶

温度差のはげしい精紡等には冷暖房の設備が設けられた。(紡織)

各職場とも暖房装置が完備しているが糸糸室は室が広くてさむいので二重窓をとりつけてもらつた。煮繭室は水を使うのでひえるため、スノコの下にスチームを取付けてもらつた。(紡織)

職場の環境測定をなし、温湿度の調節に注意するよう、婦人部で常に関心をもっている。(卸売小売)



◀ 休憩 ▶

コンベアー作業場では1時間毎に5分間休憩がある(金属)

現場作業のみ休憩室がある。(食料品)

休憩室は各職場ごとに設置してある(化学)

炊事休憩室を特設した。喫食者数約800名に及ぶ炊事の作業場は水仕事で冷えるので、婦人部がとりあげて、スチームを備えた休憩室が特設された。(紡織)

現場の各職場に休養室がある。人員によつてことなるが、6畳、4、5畳位で子ども用の布団が一組おいてある。流しも床の間もついている。(公務)

従来の休憩室は職場から遠く、利用者が少かつたが、2年ごしの交渉で最近24坪の休憩室ができあがつた。(紡織)

その他の対策として、ある中小企業の婦人部では、縦糸をはじめ、婦人の職場の大部分が立業であるため、休憩施設を完備するよう再三申入れたところ、会社では、新設でなければ婦人部の意向をできるだけ尊重したい旨回答あり、目下予算を編成中という希望的事例をあげています。また、ある大企業労組では、前からの婦人の要望もあり、本年素晴らしい休憩室完成、利用率100%とよろこばれています。

しかし、次のような利用上の問題点もだされています。

職場の休憩室は大半男女共用であるため、婦人は手足をのばして休息することはできない(運輸)

休憩室は各終点毎に(男女共同)設けてあるが、勤務時間の関係で実際に利用できる時間は5分位しかない。(運輸)

婦人の声によつて、2年前から婦人専用の休憩室が設けられたが、女子の利用者は少く、男子の囲碁、将棋の場に占有されている。(公務)

そこで、ある小さな縫製工場では、婦人は主としてミシン工だが、職場の作業条件や作業環境について毎月1回座談会をもっています。内容は、

いかにいたるゆえにたつたか、休憩室をどうしたらよいか、かいたあとの

楽しみにレクリエーションはどうしたらよいか等で、このような話合をもたなかつた昨年にくらべて、座りながら働ける働きやすい職場になつたといつています。また、組合員に対して、職場施設に関する与論調査を行いその意見に基いて活動しているという事例(紡織)もみられます。

母性保護施設

従来婦人労働者は、若い未婚の婦人に限られているようにみられていましたが、最近、結婚しても働く婦人の割合は、毎年わずかずつ増えていく傾向にあります。婦人少年局の調査によりますと、規模30人以上の事業所では、女子労働者中にしめる有夫者の割合は、1953年には12.6%でしたが、その後毎年増えており、1956年には16.2%となつています。1955年の国勢調査によりますと、全産業に働く婦人のなかで、既婚者は、20.9%をしめていることがわかります。このような最近の婦人雇用のすう勢は、今回の単組婦人部の回答の中に卒直に反映しており、各職場における既婚者の増加に伴う母性保護施設への関心は、いちじるしくたかまつています。

もつとも、母性保護は、婦人労働保護の基本的な問題であつて、既婚者の妊娠、分娩、育児に対する直接の保護ばかりでなく、将来の母性としての未婚の婦人労働者に対しても適用されなければなりません。今回の事例では、未婚の婦人の多いところは生理休暇を除いて、母性保護についての関心はほとんどもたれていないようです。以下、主として婦人部がとりあげている働く母と子のための施設についての事例をあげてみましょう。

授乳

仮眠所内(冬は暖房)に1回30分、1日2回の哺乳時間利用の母親のた

めの授乳室を設けている。(第一次金属)

地域的關係で既婚者が多く、(約30%)授乳室を設置してほしいという声があつたので、本年、会社の合理化工事の際、休憩室の隣に設けた。スチーム暖房であるが、コンクリートの床に木製の椅子がおかれているので、今後はこれを畳にするよう努力したい。(化学)

組合員の半数が婦人であるため、既婚者のために授乳室の設置を要求し、12畳敷部屋を使用することになり、毛布、座布団もそなえつけられた。

(運輸通信)

青婦人部が会社と交渉して会社の前に哺乳室と集合所をかねた家を借り利用している。(ゴム)

今迄待合室で授乳させていたが、畳の部屋を使用させてほしいと婦人部の委員会で提案され、婦人部3役が駅長助役と交渉して、当直室を開放してもらつた。(運輸通信)

◀ 産前産后 ▶

女子従業員処遇規程のなかに、自動車車掌が妊娠した場合は、特別勤務(8時30分～17時15分)として、非乗務勤務(雑用)とすることが定められている。(運輸通信)

看護婦は産後1カ年間は病舎夜勤はしないことにきめた。(サービス)

産休実態調査を実施した結果、産休交替者のための臨時人夫賃を予算の枠内で確保したが、さらにこれを立法化するために努力中(サービス)

◀ 生理休暇 ▶

染色作業場には女子は一人もいない。これは以前は使用していたが、ひえるため生理に異常をきたしたので職場転換した。(紡織)

生理休暇はとる人がないという理由で労働協約にうたわれていなかった

が、婦人協議会の総会で協約にいれることを協議した。(医療機械、写真機)

横メリヤスは、1人1台宛の機械をもち、1日立業である。そのうえ、ハンドルをもつて身体を絶えず左右に振動していなければならない。メリヤス編一段毎に1回身体が振動するので、セーター等織り上つてから何度身体が振動したかを考えるとおそろべき程である。全部、手動式機械であるため、身体をやすめては全く製品ができない、オートメーション時代には想像もつかない作業である。しかし、婦人労働者は賃金水準が低いため、無給の生理休暇をとることもできない。婦人部では、母性保護について全く関心のない使用者をわからせるための効果的な資料をのぞんでいる。

(紡織)

母性保護施設はあるがほとんど利用されていないのでその原因について検討中(機械)

◀ 託児所 ▶

託児所は古材料をもらつてバラツク建、利用者10名、1ヶ月負担金1,000円、保母1名(公務)

年々子供の数がふえてきたため託児所設置は婦人組合員ばかりの



問題ではないとして、労組全組合員が真剣にこれにとりくみ2年半の努力が成功し、組合の手による託児所と幼稚園が設置された。公社より古材を安く買入れ、700万円程かけて立派なものをつくつた。(煙草)

託児所施設あり、育児数75名、託児所坪数60坪、保母6名授乳時間満1年者に限り40分間(10時、12時、3時、ほか休憩時10分をふくむ)

母と保母の会あり、最近、託児のおやつについて話合い、1週間のおや

つプラン表を作成した。(煙草)

保育室があるので、運営は婦人部が直接当っているが、保育室より託児所への切替、保母の資格、給料などで困難に当面している(公務)

現在、託児所はなく、これをのぞむ声があるので、事業所内に設けることは不可能。しかし、これを見逃すことはできない状況にあるので、地域の状況、社会施設の資料をあつめて検討し、地域託児所の設置をはたらきかけてみようとしている。(印刷)

既婚者が急に増加しており、通勤者の40%に達しようとしているので、この母たちの子供の問題をとりあげ、託児所の設置等の対策をねづける。(紡織)

経 済 と 生 活 施 設

婦人労働者は男子にくらべて一般に賃金がひくいといわれています。男女の賃金格差は産業によつて多少のひらきはありますが、労働者の毎月勤労統計調査によつて、1956年における男女常用労働者1人平均月間現金給与額について男女の比率をみますと、男子を100として女子の賃金は42.4%となつています。

また、婦人は男子とちがつて、職場の労働のほかに、家事労働の負担も大きいので、ほとんどの婦人部が、経済と生活施設については、たかい関心を示しており、その利用率もきわめて好調のようです。つぎに、婦人部が設置したもの、あるいは、特に婦人部が利用している施設、制度について事例をあげてみましょう。

◀ 洗濯施設 ▶

電気洗濯機を購入し毎土曜を洗濯日ときめ、チケットを渡し、希望者に

その便をはかっている。(機械)

作業衣等の洗濯場所として5ヶ所設置、利用者が非常に多い。(ゴム)

◀ 売 店 ▶

会社内に洋服、クリーニング、日用品、パン等の売店があり、女子は組立作業従事者であるが、作業衣の洗濯、繕い、一般衣服の洗濯もするので便利(金属)

中小企業で賃金が高いが、日用品、化粧品等は卸値で購入、希望者にわけるのでたすかる。

(金属)

生活協同組合があり、日用品、衣料、靴、化粧

品、編物機、ミシン、自転車、夜具、家具等一切を市価の二割安で月末、または月賦払、パーマネントの設備もある。(紡織)

工場には女子が多いので会社の近くの美容院と交渉してパーマの割引利用券を発行(2.5割引)(ゴム)

労組で日用品店を経営し、婦人部役員(寮生)が交替で店番をし、原価とほぼ同様の値段で販売する。(紡織)

労使双方より委員をだし、売店運営委員会によつて計画し、会社が経営している。(紡織)

厚生施設として、寮、社内に売店、食堂、理髪所等がつくられているが、その運営について気がついたことがあれば、婦人対策部では、部会をと



して意見を具申することができる。(電気機器)

◀ その他 ▶

今年から大浴場が完成され、編組に従事している婦人たちの長年の夢が実現された。明日への作業に大いに役立つている。(紡織)

宿舍の冷暖房、布団、毛布等の改善、給食の改善(温い食事)、休日入浴、以上全組合員の与論調査にもとずき出された問題を労使協議で解決する。(紡織)

婦人が特に希望して、社内に公園をつくつた。(輸送用機械)

互助会があり、1口200円で入会できるが、会員は低利子で借りることができる。その他生活協同組合の購入通帳も必要に応じて使用できる。

(機械)

結婚資金制度についてアンケートを出して検討中(機械)

福祉をたかめるための制度

苦情処理機関

年1回苦情処理週間を設け、従業員の希望、苦情等を無記名で提出させ、改善すべき事項は工場側と交渉し改善しているので毎年改善事項は減つていく。(紡織)

婦人役員会

毎月婦人役員会を開いて日常生活に不便を感じる点を検討し、会社の予算の許せる範囲で設備を直してもらつている。例えば、物干場の拡張、寄宿舎にラジオの取付、アイロンの増設、炬燵取付等。(紡織)

毎月1回、職場の声をもちより執行委員会にはかり解決の方向へすすめる。

(食料品)

給食委員会

毎月1回労、使、寄宿舎の委員各3名が集まり開催している。それによつて食卓の調味、衛生の改善をおこなつた。(紡織)

職場委員

職場委員は10名につき1名の割で現在12職場から男子9名、女子18名で構成されている。

活動状況

(1)平均月1回開催される。

(2)年1回中央において開催される婦人懇談会に女子職場委員より2名選んで参加させる。

(3)婦人部に女子職場委員6名参加し、文化部、教養部、体育部を設置活動している。

(4)教宣部、機関紙編集に婦人2名参加。

(5)工場安全衛生委員に3名、配給委員に2名女子委員が参加。(食料品)

働く婦人の福祉研究会

働く婦人の福祉の向上について、各単組婦人部が集つて総合的な研究を行う。構成メンバーは、各労組婦人部の代表、研究課題は、婦人労働保護と婦人の地位の向上に関する法律、行政、社会、経済文化、レクリエーション等広範にわたり、時の問題をとりあげる。方法は講演、意見の交換、討論、見学、調査等時に応じて適当なものをえらぶ。会の運営については会員のなかから年度始めに会長、副会長、会計、書記をえらび、年間計画をたてゝおこなわれる。毎月の会合は順番にえらばれた司会、書記、会計、会場の各係によつて計画されひらかれる。

最近ひらかれた1958年度働く婦人の福祉研究会行事計画についての1、

この事例をひろつてみると、

イ) 社会保障の研究

ロ) 生活の合理化の研究 (生活時間構造の調査及び検討)

ハ) 職業意識の向上

ニ) 働く婦人と家庭婦人の協力

ホ) 売春問題の研究

ヘ) 正しい政治意識の向上

なお、この会合は、地方婦人少年室の協力により、数年継続して行われており、すでに数十回を重ねています。

Ⅳ その他のサービス活動

教育活動、福祉活動について、婦人部が行っている主な活動として、婦人組合員のための一般サービス活動があげられています。それは、職場の日常生活のなかから、婦人の声を個々にとりあげて相談に応じるケースワーカーの仕事や、苦情処理機関の役割をしています。また、婦人部として、婦人に特殊な職場の問題をとり上げ、組織に反映させて、解決にみちびくための組合の窓口となる場合もあります。

次にあげた事例は主として、婦人部としてとりあげた婦人に特殊な問題と、そのためにとつた婦人部のサービス活動の事例ですが、これは、ほとんど、婦人組合員個々の相談ケース、苦情処理ケースから把握されているといわれています。

事例のなかで最も多いのは、婦人の雇用と労働条件に関連して、採用、賃金、昇給、昇格、停年、退職についての男女差の問題で、その実情や活動の内容はそれぞれの婦人部によつてちがっています。以下項目別にその事例をみましょう。

男女同一賃金

事 例

26才まで男女同一賃金だが、26才以上になると差がつく。(紡織)

男女平等に採用され、22才までは男女同一賃金、23才から給与規定により能率給がつく、給与体系も男女一本である。しかし高年令になつても女子は昇格がむずかしいので、能率給の最低線をたどり、男子は役付等の関係で高い賃金カーブを示す。(金融)

制度としては男女差はないが、昇給、昇格で男女差ができる。(ガラス土石)

男子は技術研究所で一定教育をうけると将来の昇進に有利、女子にはそのような方法がない。(紡織)

昇給に男女差があるが、女子組合員の意見がまとまらず、解決に至らない。(写真機、光学機械)

初任給、昇給その他に男女差があるが女子自身、仕方がないとあきらめている。(化学)

このような問題についてある婦人部では、給与改訂に際し、会社案、組合案ともに、賃金に男女差があることに注目し、組合員中、わずか15%の婦人が結束し、これら婦人の要望により婦人部結成にまでもり上つて、今日の活動の基礎をきずいた。(金融)といっています。

なお、婦人部では賃金制度ばかりでなく、昇給、昇格、職業教育の機会均等、婦人自身の関心の低さ等、男女同一賃金をめぐる諸問題についてとりあげ、婦人組合員のために積極的なサービスを行つています。

即 ち

婦人部の結成を機会に女子と密接な関係をもっている最低賃金と臨時工について検討し、婦人部から組合に要望書を提出し、さらに、職場委員会で検討の結果、最低賃金の引上げ、女子の臨時工5名の昇格が実現した。

(ガラス土石)

男子にくらべて女子の職員(月給者)が少いので、組合の苦情処理機関にもちだし、経験年数、職種等を検討して数名職員に昇進した。(紡織)

採用時は完全な男女同一賃金であるが、次第に男女差がつくことについて、解決をはかるため調査活動を行つた。この調査資料をもつて賃金改訂に大きくとりあげる見込み。(機械)

女子だけで月例会を設け、各自の提案した職場の問題を中心として組合

つているが、当面の目標は男女の差別待遇撤廃の具体策についての研究である。この目標を達成するための婦人組合員を講座等に出席させて研究したい。(食料品)

婦人部員の主な業務は、電話掛、事務掛、工場技工(被服工場)看護婦、雑役、給仕等であるが、組合当局のなかで、最低、最高の号俸がきめられており、男女の差別待遇はないよう注意している(運輸通信)

採用時に於ける男女間の賃金格差、女子有資格者が男子に比して昇格がおそい。これらについて、組合として賃金専門委員会、資格制度専門委員会で検討中。(電気機器)

女子の初任給が他社とくらべて低いと思われるので、他の同企業の女子給与を調査して評議員会に提出すべく準備中(ゴム)などがみられます。

勤続、退職

つぎに結婚と勤続、退職についてとりあげているところがめだつて多く、最近、既婚者の割合が漸増している一般婦人雇用の傾向とあわせて、単組の婦人が当面している職場の実情をうかがうことができればよい。

事 例

職場結婚に伴う退職—2人のうちいずれか1人退職—7年前協約として決定、数度交渉をもつたがいまだ解決してない。大抵女子がやめる。(卸売小売)

退職理由別、勤続年数別により支給額がことなるが、停年、病氣、死亡、女子の結婚退職及び業務都合による解雇の場合には支給率が100%となる。(紡織)

車掌は未婚でなければならないというきまりがあるので結婚したら退職しなければならない。結婚退職には割増金がある。(運輸通信)

自己都合による時、勤続10年未満50%、15年未満80%、女子結婚による

時80%, 円満退社のみ100% (食料品)

結婚退職120%。自己退職84%。(金融保険)

結婚退職の場合(結婚する日より2カ月前、または結婚後1カ年以内)と出産休暇終了迄に退職した場合は100%支給。(電気機器)

このように、女子の結婚退職に対する退職金割増金等の特別措置あるいは女子に特殊な短期退職金制度について、婦人部では、積極的にこれを支持し、要望するものと、これは女子の勤続を阻むものとして注目し、反対しているところと対照的な二つの見解がみられます。即ち、女子の結婚退社について、特別措置をとるよう交渉中。(紡織) 1 昨年までは女子の退職金は満3年勤続した者でなければもらえなかつたが、3年未満で退職する人が多いので満2年以上勤務者にももらえるよう運動の結果確定した。

(紡織) に対し、一方では事務職員は結婚したら退職することになつていたが組合でとりあげ、続けて勤務できることになつた。(ガラス及び土石)

女子の退職について、退職金を増すから退職しては、と話があつたがみんな拒否した。(サービス)

30才前後の既婚者で、やめたいが退職金が少いので、なんとかしてほしいという声が各職場から出され、婦人部の委員会で討議の結果、執行部をとおして、1957年7月、100%の退職金を獲得したものの、女子が賃金も低く、職場の地位もひどい現状で、このようなことが制度化されることについて、婦人部は慎重に検討しなくてはならない。なぜなら、これは、何年後かに、このことが女子の30才停年の規定になるおそれがあるから、(運輸通信) など、批判的な声もでています。

なお、このほか、産前産後の休暇が女子の退職金に影響を及ぼさないような措置がとられた(運輸通信) 例もみられます。

停年

婦人の勤続年数が長くなるにつれて停年についての関心もたかくなつており、停年について記入した労組は143でしたが、110単組は男女平等で、そのうち男女共55才のところは95単組となつています。男女の差別をしているところは27単組で、そのうち17単組は5才以下の差です。

事例

男女共55才(紡織)

男子50才、女子なし。(金融)

事務——男女共55才、バス車掌——30才(運輸通信)

男子55才、女子は結婚後満3年すれば退職しなくてはならない。(紙製品)

男子55才、女子50才、(女子は停年前に退職するので問題になつていない)(食料品)などで、婦人部の対策としては男子55才、女子50才。

今迄女子は45才だつたが男女差をなくしよう交渉し、やつと女子50才ということになつたが、男女同年となるよう活動中。(金融保険)

男女共55才。1952年、労働協約改訂にあたり、女子の停年を満50才にするという会社案が示されたが、女子が結束して反対、もと通り55才となつた。(鉱業)

労使双方で労働協約の審議中、女子について30才停年制が会社案としてされたが、婦人部を中心としてこれを撤回した。(機械) などですが、

また停年が男女同じであるため、女子はそれ以前の退職者が多く、そのため退職金が特別ひどい、これが現在問題になつている。(卸売小売) この事例のように、退職金の増額と関連して停年に男女差をつけることについては、婦人の意見がわかれており、婦人部の研究課題となつているところが多いようです。

そこで、わずかの婦人部の例ですが、労働組合がとりあげている年金制

度について婦人部が積極的に支持検討しているところがみられます。

年金制度

事例

男女平等の原則にもとずき執行部に女子の停年65才を要望したが、今年か制度が新設されたので45才から年金の適用をうけた方が^{年金}よいという意見もでてきている。(サービス)

25年勤続以上月額8千円～1万2千円、5カ年間。(但し25年勤続の女子は少い)(紡織)

勤続20年以上の者に給付、(金融)年金の支給額は、最高額△万円を限度とすると、勤続年数によつて支給率が異なるなどの条件がありますが、ある工場では1957年に男子10名に対して女子8名が年金適用になつています

その他

看護婦の通勤について、看護婦は寄宿制が原則であるため、有夫看護婦の自宅通勤が立前上認められず、現在は当局側と暗黙な了解のもとに通勤しているが、そのため、通勤費、住宅も与えられず、有夫看護婦が増加している現状にかんがみ、この問題の解決が当面の急務とされている。(サービス)

車掌は仕事の関係上25才位までしか乗務できないとされており、8年位勤続して成績優良者は欠員があれば指導員、切符発売手になれるが、その他炊事係、雑務等に配置転換される。その人員にも制限があるので、今後の婦人部の問題点となつている。(運輸通信)

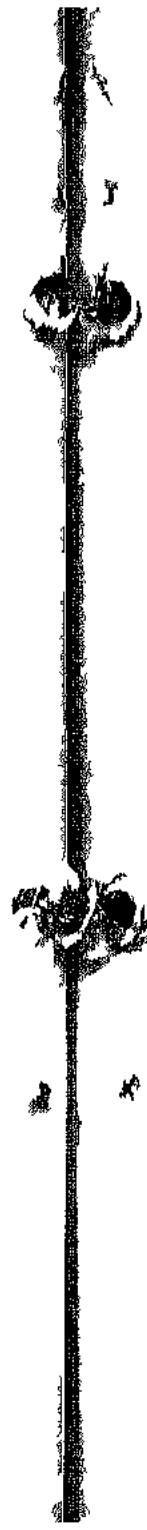
長い習慣として、婦人は掃除、お茶汲み等のために、20～30分早出して、その手当もないので、執行部の指導と男子の協力のもとに、これを婦人の職務内容とあわせて検討した結果、この仕事に従事する婦人は正しい評価

をうけるようになった。(公務)

婦人の雇用問題の解決は婦人の労働条件の改善につながる問題であるが、婦人自身の認識と職業意識、男子の理解が必要である。婦人部でこれを取りあげて検討している。(金融)

なお、単組婦人部と中央組織の婦人対策について、中央組織に婦人対策が確立されており、単組婦人部へのサービスもよく行われているので、単組における婦人部の活動はスムーズに行われる(運輸通信)と2、3の例でのべています。

付 表



付表1 産業別単位労働組合数及び男女別組合員数 (1)

(1957年6月)

産 業	組合数	組 合 員 数				総数に 対する 女の%
		総 数	女	男	人	
全 産 業	36,084	6,606,275	602,436	4,973,839	人	24.7
農 業	72	3,268	485	2,805	人	14.6
林業及び狩猟業	448	60,004	7,015	52,989	人	11.7
漁業及び水産養殖業	144	41,664	1,082	40,582	人	2.6
鉱 業	1,119	381,146	26,918	354,228	人	7.1
金 属 鉱 業	222	53,052	4,891	48,161	人	9.2
石 炭 鉱 業	614	297,596	19,161	278,435	人	6.4
原油及び天然ガス 生 産	40	5,091	254	4,837	人	5.2
非 金 属 鉱 業	243	25,407	2,512	22,895	人	10.3
建 設 業	2,086	375,994	99,884	276,110	人	26.6
製 造 業	10,597	2,128,293	650,817	1,477,476	人	30.6
食 料 品 製 造 業	861	80,548	25,671	54,877	人	31.9
煙草製 造 業	111	27,879	13,501	14,378	人	48.4
紡 織 業	1,408	441,989	322,883	119,106	人	73.0
衣服及び日用品製造業	113	17,321	12,198	5,123	人	70.4
木材及び木製品製造業	993	88,185	7,310	80,875	人	19.1
家具及び装飾品製造業	150	7,995	1,289	6,706	人	16.1
紙及び類似品製造業	357	67,685	13,323	54,362	人	19.7
印刷、出版及び 類 似 産 業	682	66,499	15,610	50,889	人	18.0

付表1 産業別単位労働組合数及び男女別組合員数 (2)

(1957年6月)

産 業	組合数	組 合 員 数				総数に 対する 女の%
		総 数	女	男	人	
武器製造業	1	160	60	100	人	37.5
化 学 工 業	1,014	263,545	53,674	208,871	人	20.4
石油及び石炭製品 製 造	106	16,214	2,030	14,184	人	12.5
ゴム製品製造業	172	47,943	22,305	25,638	人	46.5
皮革及び皮革製品 製 造	54	5,370	1,908	4,062	人	24.4
ガラス及び土石製品 製 造	650	92,648	22,329	70,319	人	24.1
第一次金属製造業	623	245,045	19,161	225,884	人	7.8
金属製品製造業	555	47,266	7,979	39,287	人	16.9
機械製造業	1,272	177,739	20,398	157,341	人	11.5
電気機械器具製造業	588	162,681	46,901	115,780	人	28.5
輸送用機械器具製造業	555	234,303	17,455	216,848	人	7.4
医療機械、理化学機 械、写真機、光学機、測 量器具及び時計製造業	214	43,636	14,405	29,231	人	33.0
その他の製造業	218	24,914	11,687	13,227	人	46.9
卸売及び小売業	2,053	192,614	72,012	120,602	人	37.3
金融及び保険業	2,588	319,155	118,821	200,334	人	37.2
不 動 産 業	21	2,878	854	2,024	人	29.7
運輸通信及びそ の他の公益事業	3,168	1,504,933	189,247	1,314,786	人	12.6
鉄 道 業	2,111	406,600	9,511	397,089	人	2.3
地方鉄道及び軌道業	526	155,455	22,310	133,145	人	14.6

付表1 産業別単位労働組合数及び男女別組合員数 (8)

(1957年6月)

産 業	組合数	組 合 員 数			
		総 数	女	男	総数に 対する 女の%
道路旅客運送業	739	103,481	22,232	81,499	21.5
道路貨物運送業	650	60,355	4,117	56,238	6.8
水 運 業	114	95,954	3,043	92,909	3.1
航空運輸業	7	1,166	267	899	22.9
倉 庫 業	115	8,307	1,528	6,779	18.4
運輸に附帯する サービス業	831	123,744	9,383	114,361	7.6
通 信 業	2,362	368,267	104,195	264,072	28.3
熱、光及び動力供給業	765	148,668	10,708	137,960	7.2
水道業及び衛生業	167	31,060	3,950	27,129	12.5
サービス業	5,461	965,832	325,107	640,725	33.7
自動車修理業 及びガレージ業	116	19,172	1,709	17,463	8.9
その他の修理業	82	6,869	475	6,394	6.9
映 画 業	147	13,449	4,593	8,856	34.2
映画以外の興業娯楽 場及び附随事業	71	5,781	3,092	2,689	53.5
教 育	2,762	695,979	239,482	456,497	34.4
日本に駐留する 外国軍隊施設	111	81,497	4,675	76,822	5.7
上記以外のサービス業	1,872	143,085	71,381	71,704	49.9
公 務	3,651	623,957	139,236	484,721	22.3
分類不能の産業	31	7,217	960	6,257	13.3

労働省、労働組合基本調査

付表2 年次別、男女別労働組合推定組織率

(1957年6月)

男女別	年 次	組 合 員 数	雇 用 者 数	推 定 組 織 率
女	1948年	151万人	380万人	45.7%
	1949	152	298	51.0
	1950	139	344	37.9
	1951	135	362	37.4
	1952	132	405	32.6
	1953	136	405	33.5
	1954	138	447	30.9
	1955	147	479	30.6
男	1956	154	534	28.7
	1957	163	545	29.0
	1948年	503万人	929万人	54.1%
	1949	513	894	57.6
	1950	447	910	49.1
	1951	453	974	44.5
	1952	440	1,017	43.2
	1953	448	1,023	43.8
	1954	460	1,064	43.3
	1955	471	1,087	43.3
	1956	482	1,219	39.6
	1957	497	1,283	38.8

- 注 1) 組 合 員 数—労働省、労働組合基本調査
 2) 雇 用 者 数—総理府統計局労働力調査
 3) 推定組織率—雇用者数に対する組合員数の割合

付表3 産業別、男女別労働組合推定組織率
(1967年6月)

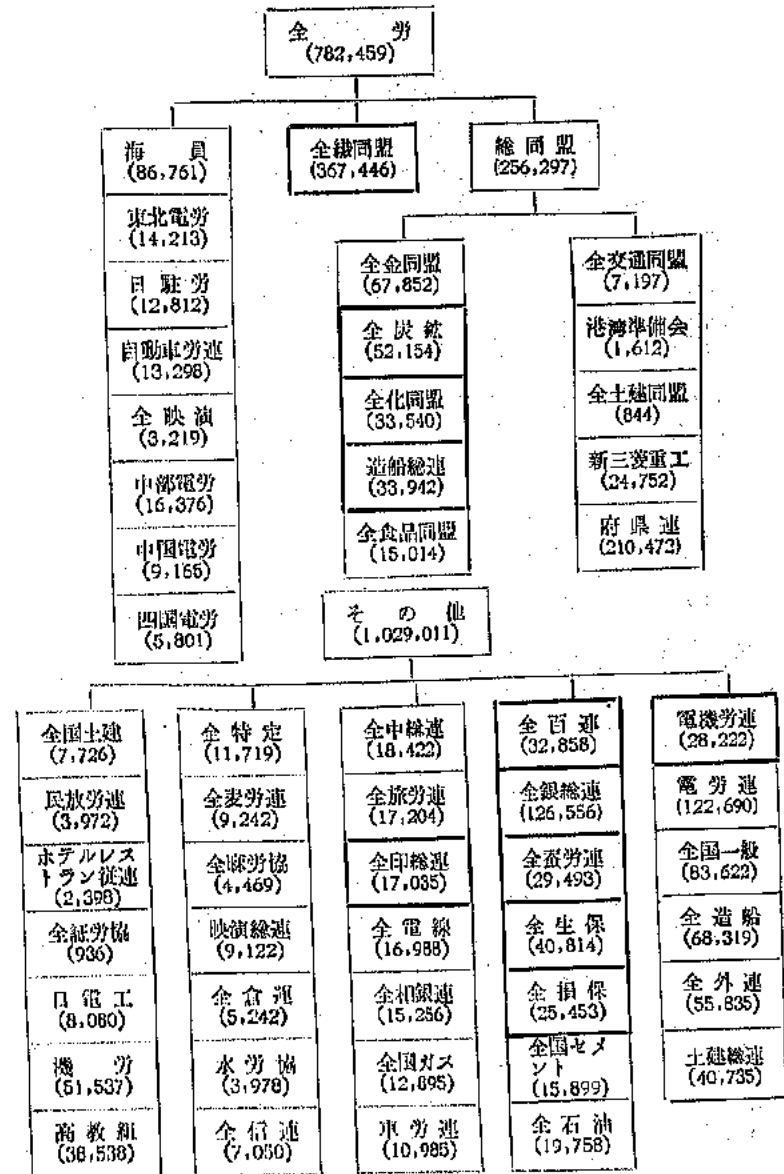
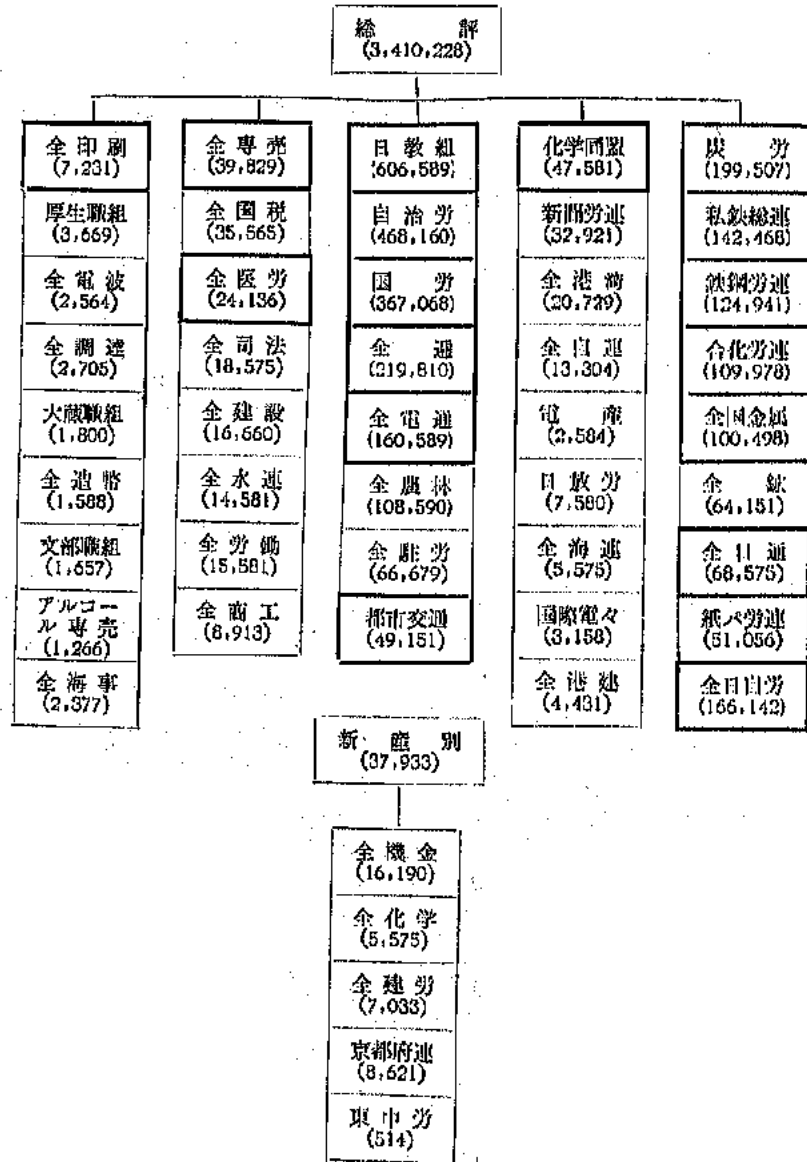
性別	産 業 別	組 合 員 数	雇 用 者 数	推 定 組 織 率
女	全 産 業	1,632,436人	545万人	30.0%
	農 業	7,498	35	2.1
	漁業及び水産養殖業	1,082	2	5.4
	鉱 業	26,918	5	53.8
	建 設 業	99,884	23	43.4
	製 造 業	650,817	186	35.0
	卸売小売業及び金融 保 險 不 動 産 業	191,687	116	16.5
	運輸通信及びその他 の 公 益 事 業	189,247	27	70.1
	サ ー ビ ス 業	325,107	136	23.9
	公 務	139,236	16	67.0
	分 類 不 能 の 産 業	960	0	—
男	全 産 業	4,973,839人	1,283万人	38.8
	農 業	55,794	49	11.4
	漁業及び水産養殖業	40,582	16	25.4
	鉱 業	354,228	52	68.1
	建 設 業	276,110	108	25.6
	製 造 業	1,477,476	423	34.9
	卸売小売業及び金融 保 險 不 動 産 業	323,160	198	16.3
	運輸通信及びその他 の 公 益 事 業	1,314,786	187	73.0
	サ ー ビ ス 業	640,725	153	41.9
	公 務	484,721	97	50.0
	分 類 不 能 の 産 業	6,257	0	—

付表4 中小企業における労働組合の組織状況及び女子労働者数(%)

産 業	女子労働者数 及び労働の組織状況	規模別					
		5人 1 9人	10人 1 29人	30人 1 99人	100人 1 199人	200人 1 499人	500人 以 上
紡 織 糸	女子労働者数	78.0	71.8	73.1	76.7	79.6	76.0
	労組のある事業所数	—	2.2	12.6	46.9	35.0	96.2
広 巾 織 物	女子労働者数	84.7	81.0	80.1	80.0	78.6	73.6
	労組のある事業所数	2.8	5.0	12.2	12.7	28.5	88.8
製 糸 梳 毛	女子労働者数	91.3	90.3	86.9	83.5	85.5	85.5
	労組のある事業所数	—	1.6	5.0	66.7	82.8	100.0
メリヤス	女子労働者数	68.6	63.2	68.9	65.4	73.8	76.2
	労組のある事業所数	2.0	0.8	8.9	15.0	33.3	80.9
水 産 食 料 品	女子労働者数	41.3	49.1	58.5	67.0	75.0	69.4
	労組のある事業所数	—	2.5	2.9	24.1	51.4	50.0
男子衣服 外 資	女子労働者数	65.3	61.7	73.6	63.9	79.4	79.5
	労組のある事業所数	—	—	6.2	12.7	25.9	50.0

労働省、中小企業労働実態調査(1956年7月)

(附録1) 全国主要労働組合系統表



注 1) () 内数字は組合員数
 2) 〇は既設女子組合員数の多いもの
 3) 組合員数は、1957年6月末労働省労働統計調査部一斉調査による。

(附録2) 全国主要労働組合婦人部、青年婦人対策部名簿一覧

1958年4月1日現在

組 合 名	略 称	所 在 地	電 話	婦人対策機構名 部長又は代表者
日本労働組合総評議会	総 評	港区芝公園8号地2	4284 435324 5505	組織部 田中正 (婦人協議会) (山下正子)
日本炭鉱労働組合	炭 労	千代田区 神田三崎町2の4	2154 336248 7448	なし
日本私鉄労働組合 総連合会	私鉄 総連	港区芝高輪南町30	(44) 1838 8538	青年婦人対策部 森 克己
日本鉄鋼産業労働組合 連合会	鉄 鋼 労 連	港 区 麻布森元町1の9	(48) 1700 1278	青年婦人対策部 斎藤 徳次
全日通労働組合	全日通	千代田区三年町1	(58) 2261 〜4	婦人部 大野 はる
合成化学産業労働組合 連合会	合 化 労 連	港区本芝3の20	(45) 5700 5730	青年婦人部 小川 寿男
全国金属労働組合	全 金 国 風	渋谷区桜ヶ丘14	(46) 4800 6874	青年婦人協議会 井原 伸次
化学産業労働組合同盟	化 学 同 盟	豊島区高田町2の25	(97) 3619	青年婦人対策部 福田日出男
日本教職員組合	日教組	千代田区神田一ツ橋 教育会館内	6029 338101 7453	婦人部 山本 あや
国鉄労働組合	国 労	千代田区丸の内 2の1・国鉄労働会館内	(23) 4045	婦人部 野口 政子
全日本自治団体 労働組合	自治労	千代田区六番町 1番地自治労会館	(33) 8248	青年婦人部 国谷 武夫
全通信従業員組合	全 通	新宿区信濃町31 四谷郵便局内	(35) 2131 〜4	婦人対策部 坂本 映子
全国電気通信労働組合	全電通	港区青山北町4の1	(40) 3121 〜5	組織部婦人対策 担当 山野和子
全専売労働組合	全専売	品川 大井立会町565	(49) 6610 7921	婦人部 高橋 兼子
日本都市交通労働組合 連合会	都 交 市 通	港区麻布一本松7	(45) 5453	青年婦人対策部 橋本 秋三

全印刷局労働組合	全印刷	北区西ヶ原町3の59	(91) 2166	青年婦人対策部 細野 房雄
全日本国立医療労働 組 合	全医労	中野区新井町514	(38) 0526	婦人部 西田とし子
全日本自由労働組合	全 日 自 労	港区芝新橋7の12 鹿別会館内	(43) 3305	婦人部 菅原 組枝
全日本労働組合会議	全 会 議	港区麻布市兵衛 町2の4 海員組合内	(48) 8281 〜5	青年婦人対策協 議会 久世法夫
日本労働組合総同盟	総同盟	港区三田四国町2の6	(45) 5759	婦人対策部 上西 正雄
全国石炭鉱業労働組合	全炭鉱	〃	(45) 0405	青年婦人対策部 久世 法夫
全国造船労働組合 総連合会	造 船 総 連	〃	(54) 7243 8284	青年婦人対策部 伊丹 正雪
全国化学労働組合同盟	全 化 同 盟	〃	(45) 5759	青年婦人対策部 斎藤 英雄
全国繊維産業労働組合 同盟	全 繊 同 盟	〃	(45) 5206〜 8,5796	教宣部 平井 収博
そ の 他				
全国電力労働組合 連合会	電労連	港区麻布網代町1	(45) 8671	組織対策部 松山 肇
全日本電機機器労働 組合連合会	電 機 労 連	港区本芝3の20	(45) 3188	青年婦人対策部 小松 克彦
市中銀行従業員組合 連合会	市銀連	中央区日本橋2の2 エンバイヤビル内	(27) 6931 6932	青年婦人対策担当 万屋 唯夫
全日本造船労働組合	全造船	渋谷区原宿3の298	(40) 3264 4677	青年婦人対策部 馬場 貞雄
全国蚕糸労働組合 連合会	全 蚕 労 連	中央区京橋3の2 片倉ビル内	(28) 4806	婦人対策部 吉田止久子
全国生命保険労働組合 連合会	全生保	中央区日本橋兜町 3の6	(67) 5551	婦人部 今井 静子

全日本百貨店労働組合連合会	全百連	台東区下車坂町9	(84) 1078	婦人部 三重野 正明
全国地方銀行従業員組合連合会	地銀連	港区青山南町6の120	(40) 0982 0983	教育部 安井 建一
全日本損害保険労働組合	全損保	中央区京橋2の3	(56) 4225 4391	青年婦人対策部 伊東 正雄
全国印刷出版産業労働組合総連合会	全印連	文京区久堅町108 共同印刷内	(92) 1111 ~9	青年婦人対策部 鈴木 文人
全日本ホテル、レストラン従業員組合連合会	ホテル、 レストラン 従連	港区芝新橋7の12	(43) 3562	青年婦人対策部 中島 俊昭

注 労働省、労政局労働組合名簿により作成

1958年6月20日 印刷

1958年6月30日 発行

労働組合のなかの婦人

婦人労働資料 第65号

東京都千代田区大手町1の7

編集者 労働省婦人少年局

印刷所 信友書籍印刷株式会社